

○酒田市体育施設整備懇談会設置要綱

(令和4年3月17日教委告示第11号)

(趣旨)

第1条 この告示は、酒田市スポーツ推進計画(スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条の規定により定められた計画をいう。)に基づく体育施設の整備を進めるにあたり、当該施設を利用する関係団体等の意見を聴取し、施設の在り方を検討するために設置する酒田市体育施設整備懇談会(以下「懇談会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 懇談会は、次に掲げる者のうちから、酒田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱した委員(以下「委員」という。)により組織する。

- (1) 教育次長
- (2) スポーツに関する識見を有する者
- (3) 公益財団法人酒田市スポーツ協会に加盟する競技団体関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めた者

2 委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から翌年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 懇談会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、スポーツ振興課に置く。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。